

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
① R1-1	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	公有財産管理事業 (未利用地) 【令和元年度】 【管財課】	本市では平成30年3月現在で 1,900,948㎡の未利用地を保有する。市の管理する未利用地については今後積極的なファシリティマネジメントと利活用の推進が必要不可欠となっている。	1,000	H22	9年	市の公有財産については施設等については「坂東市公共施設等総合管理計画」を定め将来的な管理について方向性を打ち出したが、保有する未利用地についても今後移住定住等を含めた積極的な利活用や売却などについて再検討するものである。	●継続 市の保有資産のうち未利用地等の利活用、処分をさらに実施することにより市の財政収入やコスト軽減に繋がることから、今後着実に進めていく。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。	対応方針に基づき、市の保有資産のうち未利用地等の利活用、処分を実施し、市の財政収入やコスト軽減に努めている。  【貸付】件数及び収入 令和元年度 8件 4,257,876円 令和2年度 9件 4,499,664円 令和3年度 14件 6,149,674円 令和4年度 16件 11,664,308円 令和5年度 13件 14,928,381円  【売却】件数及び収入 令和元年度 2件 34,630,068円 令和2年度 1件 8,057,880円 令和3年度 0件 0円 令和4年度 2件 2,436,400円 令和5年度 2件 396,755,452円 (うち1件 旧岩井西高等学校跡地 395,925,952円)
② R1-2	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	桜並木整備事業 【令和元年度】 【企画課】	本市では平成22年度より「桜のまちづくり」を目指し取り組んでいる。市の事業としてこれまで約440本の桜の植樹のほか、基金の管理及び植樹プレート等の設置・補修、樹木の消毒等を実施している。	1,086	H22	9年	これまで樹木管理のほかに植樹を実施してきたが、事業開始当初からの計画変更となったため植樹可能用地の減少や維持管理費の増大により、改めて事業の方向性を再検討するものとする。	●見直し 本事業については今年度末で10年を経過し、植樹可能となる用地の減少や樹木の成長に伴う維持・管理費用の増大等の観点から、今後は現状の維持を中心とした事業形態へ移行する。 また、樹木の管理等についても植樹地の管理と一体的な管理の実施によりコスト削減を目指す。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。	対応方針に基づき、令和3年3月に、「坂東市桜の里親事業実施要綱」を改正し、新規の寄附受入(里親認定)を停止した。(寄附最終受入日:令和2年3月11日) 以降、本事業については、植栽した桜木の剪定(年1回)、薬剤散布(年2回)及び樹木周りの除草等の管理のみを実施している。なお、植樹地(道路、公園等)の管理との一体的な管理には至っていない。 倒木や枯れ等、迅速な対応が必要な桜木については、植樹地管理所管課と情報連携を行い、状況の把握及び迅速な対応に努めている。  ・維持管理費決算額 令和元年度 1,031,000円 令和2年度 1,058,300円 令和3年度 1,165,600円 令和4年度 1,232,330円 令和5年度 1,309,385円(フロンティアパーク坂東計画地内桜木の伐採費用除く。) ・令和5年度末 桜木数 395本

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
③ R1-3	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	敬老事業 (敬老祝金)  【令和元年度】 【介護福祉課】	本市では合併当初より、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的に、各年8月1日を基準日とし、77歳(喜寿)に1万円、88歳(米寿)に3万円、99歳(白寿)に5万円を敬老祝金として該当者へ支給している。(市税等滞納の場合は対象外)	16,840	H17	14年	少子高齢化の進行により開始当時と状況は変化しているが、本事業は高齢者が健康増進に努めるとともに、市税等の期限内納付について意識啓発につながることも見込めることから、当面の間事業継続を行う事について、改めて検討を行うものとする。	●継続  当面現在の状況を維持していくが、数年中に費用対効果の検証や全世代に対する意向調査を実施するとともに、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し作業も視野に入れ検討を実施する。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。	敬老祝金事業は、令和6年度も実施しており、事業見直し作業等の実施には至っていない。  令和3年度の公共事業再評価委員会においても審議対象事業として、支給額の見直し案等について付議し、意見具申を頂戴した。  ※令和3年度以降の取組については、令和3年度の再評価実施事業経過及び現在の状況において記載
④ R1-4	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	事業所交流会事業  【令和元年度】 【商工観光課】	本市では平成22年度より地域産業の連携と協力による地域経済活性化を図ることを目的に事業所交流会を実施している。第1回から第6回までは「月見の茶会」として逆井城跡公園において実施していたが、第7回より場所を観光交流センター秀緑へ移して実施し、現在に至っている。	800	H22	9年	開催当初は逆井城跡公園において茶会を楽しみながら事業所交流会として開催していたが、ビジネスマッチングをメインにするなどの理由などにより現在の開催形態としている。現在も飲食主体の形態が続いてはいるが、本事業の開催が参加者間でのビジネスに結びついたとの声もある。今後よりビジネスマッチングに繋がるような方法を検討していく必要がある。	●見直し  本事業においてはこれまで飲食中心の事業所交流となっていたが、賀詞交歓会等の関連事業と調整しながら現行の内容を精査し、飲食中心から参加頂いた事業所に対してよりビジネスマッチングに繋がるような手法による開催となるよう実施する。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。  「本事業においては過去の課題を踏まえ改善を実施し、よりビジネスマッチングに繋がるような手法による開催となるよう実施するとともに、来年度以降については交流会の在り方や開催形態について関係団体と協議を実施し、幅広く見直しを実施するものとする。」	令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 令和3年度 令和元年度事業所交流会運営委員会会長と打合せを行い、中止 令和4年度以降事業所交流会の開催はなし
⑤ R1-5	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	ばんどうホコテン事業  【令和元年度】 【商工観光課】	ばんどうホコテン事業については平成22年度より岩井地区商店街を中心に歩行者天国として各種イベントを実施。現在は平成30年度より年4回(1月、3月、5月、9月)実施している。	1,200	H22	9年	現在年4回(1月、3月、5月、9月)の歩行者天国を実施している。各方面からの協力のもと開催を実施しているが、開催月により人数が少ないこともあり、内容の見直しを図る必要がある。	●見直し  現行の内容について各回の内容を精査し、参加の少ない開催月については各方面のご意見を頂戴しながら再検討を行うとともに、今後の参加状況によりイベントの集約や季節的な行事に特化したものなども視野に入れた検討を行うものとする。  また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。  「現行の内容について各回の内容を精査し、参加しやすい開催形態への見直しや開催月の検討など、各方面のご意見を頂戴しながら再検討を行うとともに、今後の参加状況によりイベントの集約や季節的な行事に特化したものなども視野に入れた検討を行うものとする。また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。」	令和2年度、3年度 中止(新型コロナウイルス感染症の影響により) 以降、開催なし 令和4年度 岩井の夏まつりが中止となり、市民提案でばんどう応援(エール)市を開催。 (開催に係る費用にホコテン事業の予算を充てた)  【ばんどう応援(エール)市の開催状況】 ・令和4年9月25日 第1回(マルシェ、テーブルコーディネート展、地域応援商品券大抽選会等) ・令和5年5月28日 第2回(テント村、商店街抽選会、茨城物産展等) ・令和5年10月1日 第3回(消費生活展、鉄道誘致イベント、将門まつり50回大会記念抽選会等) ・令和6年5月26日 第4回(茨城物産展、茶音、合併20周年記念抽選会等) ※合併20周年記念事業 ・令和6年10月6日 第5回(ばんどう商工まつり、消費生活展) ※合併20周年記念事業

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
⑥ R1-6	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	上水道供給事業 【令和元年度】 【水道課】	本市の上水道について岩井浄水場および猿島浄水場による供給を行うほか、県西用水の上水を購入し、市内全域へ上水道を供給している。駒込、神田山配水場においては全量を県西用水から受水している。※県西用水:茨城県の上水道	550,250	H19	12年	現在の岩井浄水場からの供給はほぼ県西用水の契約水量を超えて供給しており、また浄水施設の管理費も大きいものとなっている。今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、これに伴い本事業の見直しを図り、浄水場による供給から県西用水の効率的な利用へ移行し、負担軽減を目指すものである。	●見直し 今後県南水道との広域化により県西用水の購入可能量が上昇するため、現在の自給的な上水道の供給にとらわれず、費用対効果等を考慮しながら県西用水を効率的に活用することにより、浄水施設の負担軽減または管理費の削減を図る方向で事業を行うよう、見直しを実施する。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。	県南水道と県西水道の広域化に伴い、令和5年10月に県水増量に関する覚書を県企業局と締結した。(この覚書は、令和10年度の水道用水の供給増量に向けて整備を進めるためのもの) また、現在、県が推進している水道事業の広域連携計画を受けて、広域連携に関する研究会や検討調整会謝に参加し、施設の最適化や経営の一体化などの財政シミュレーションを行い、広域連携への参加について協議を行っている。
⑦ R1-7	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	市浄水場警備事業 【令和元年度】 【水道課】	坂東市の水道事業については現在夜間警備を実施している。岩井浄水場に1名の夜勤者により岩井浄水場、駒込配水場、神田山配水場、猿島浄水場のモニターによる遠方監視を行っている。また岩井浄水場においては軽微な点検をしている。	57,387	H17	14年	現在の警備委託についてはアラートが発生した際において軽微な対応のみとなるため、多くが職員で対応を行っている状況となっている。このため、今後の夜間警備の在り方等について見直しを実施するものである。	●見直し 現在の警備委託についてコスト面や現体制などについて再検討を行い、緊急通報装置の設置や夜間自動警備委託の在り方について再検討を実施することにより見直しを図り、今後の財政負担を軽減する。	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく方向性は妥当であると判断するが、一部修正案として下記の案を提案する。  「現在の警備委託について、安全面を確保したうえでコスト面や現体制などについて再検討を行い、緊急通報装置の設置や夜間自動警備委託の在り方について再検討を実施することにより見直しを図り、今後の財政負担を軽減する。また、事業費の見直しを行い、コスト軽減に努める。」	対応方針の修正案に基づき、安全面の確保の観点を加えて、見直し実施について再検討を行った。 猿島浄水場では、緊急通報装置(セコム)が設置されているが、緊急通報装置はあくまでも設備の故障や運転異常などが起きた時に発報するものである。 再検討の結果、運転異常などを未然に防ぐための運転監視や設備の点検及び調整は、夜間においても必要であるため、引き続き施設管理を行っている。  ○岩井・猿島浄水場等施設管理業務委託 令和元年度 47,357,328円 (R1.10消費税込) 令和2年度 49,236,000円 令和3年度 50,424,000円 令和4年度 51,480,000円 令和5年度 54,450,000円 ※令和2年度以降は、坂東インター工業団地配水場の管理委託も含む  ○猿島浄水場防犯火災監視業務委託 令和元年度 235,440円 (R1.10消費税込) 令和2年度 237,600円 令和3年度 237,600円 令和4年度 237,600円 令和5年度 237,600円

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
⑧ R3-1	(7)社会経済情勢の変化等により見直しの必要が生じた事業	福祉センター運営事業 【令和3年度】 【介護福祉課】	地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的にを行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。	岩井：34,053 猿島：36,721	岩井：H5 猿島：H13	岩井：28年 猿島：20年	両センターには浴室が設けられているが、利用者は減少傾向であり、機器の修繕等維持管理に要する経費が年々高額になっている。市内にはこの2施設に加え、さしま健康交流センター「遊楽里」にも浴室があり、公共の入浴施設が3箇所と、近隣自治体と比較し、過剰に設置されている。また、市公共施設長寿命化計画では、岩井福祉センターは令和5年度に設備改修、猿島福祉センターは令和7年度に大規模改修を実施する予定になっており、多額の財政支出が予定されていることから改めて検討を行うものとする。	●見直し 岩井福祉センターは令和5年度の設備改修、猿島福祉センターは令和7年度の大規模改修に併せて浴室を廃止する。	【付帯決議を付し、妥当と判断】  本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、概ね妥当と判断するが、利用者に関する配慮についてはより十分に実施する必要があると認められることから、下記の通り見直し案に対して付帯決議を付すものとする。  「福祉センター運営事業見直しに関する付帯決議 1. 利用者へのケアについて 入浴は衛生・健康に欠かせないものであり日常生活に密着するものであることから、浴室廃止の実施にあたっては現在の利用者に対して十分な説明やケア、代替手段が確保され、その上で実施されるべきである。 2. 意見聴取等による実態把握について 浴室の廃止にあたっては、市民の意向は非常に重要な要素であることから、本件に係る意向調査を十分に実施し、聴取した意見を踏まえた上で、慎重かつ総合的に判断するべきである。」	岩井福祉センターの浴室については、令和4年3月31日をもって廃止した。また、令和5年度の公共事業再評価委員会において、今後の施設全体のあり方について対応方針案の審議を受けた。  猿島福祉センターの浴室については、令和3年12月に再開、令和4年2月に再度休止、同年5月に再開して以降、継続的に稼働している。年間を通して稼働したのは令和5年度のみであるが、利用人数は4,000人程度となっており、コロナ以前の20,000人と比較すると大幅に減少している。令和6年度も、利用人数が大きく増加する傾向は見られず、市内のリピーターが大半を占めている。現在、浴室廃止に関する意見聴取には至っていないが、社会福祉協議会での事業による利用も含めて、浴室のニーズを精査し、総合的に判断したいと考えている。
⑨ R3-2	(7)社会経済情勢の変化等により見直しの必要が生じた事業	敬老祝金 【令和3年度】 【介護福祉課】	毎年8月1日現在、当該年度に以下の年齢に達する高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的とする。77歳(喜寿)に1万円、88歳(米寿)に3万円、99歳(白寿)に5万円を敬老祝金として該当者へ支給している。(市税等滞納の場合は対象外)	15,150	H17	16年	現在、高齢者の増加に伴い、事業費は右肩上がりとなっており、平均寿命も上昇を続けていることから、当面の間は事業費の増加は継続すると推測される。その後、高齢者数は減少する見込みであるが、高齢化率は上昇を続け、現役世代の負担は増加し続けることから改めて検討を行うものとする。	●見直し 支給額を見直して事業を継続する。 (案) 喜寿祝金(77歳) 5,000円 米寿祝金(88歳) 20,000円 白寿祝金(99歳) 30,000円	【下記の修正案を提案】  本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、下記の通り修正案を提案する。  コロナ禍により敬老会が未開催になるなど、高齢者の楽しみや敬老の機会が減少していることを鑑み、当面現状維持とする。しかし、今後更なる少子高齢化の進行等により、必要な財源の確保が困難となった場合は、当敬老祝金に限ることなく、関連事業を含め総合的に見直しを検討すべきである。	敬老祝金事業は、令和6年度も実施しており、事業見直し作業等の実施には至っていない。 当事業については、長期にわたり市民に広く認知され定着している中で、令和2年度から3年間続いたコロナ禍や現在も続く物価高騰等の経済情勢の影響もあり、対象となる高齢者からは好評を得ている状況で、直ちに見直しに着手することが困難であると判断し、支給額等について現状維持としている。 一方、高齢者人口の増加に伴い、当事業に係る費用負担も増加する中で、高齢者の日常生活における様々な支援やサービスの維持拡充が求められる状況にある。今後の高齢者に関する事業について総合的に検討を進める中で、当事業の該当者の限定や金額の変更等について調査検討し、制度の変更時期等を判断していきたい。

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
⑩ R5-1	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	旧猿島庁舎 (さしま窓口センター)  【令和5年度】 【管財課】	旧猿島庁舎は、猿島町役場として昭和40年に建設され、長年、行政機能を担うとともに、周辺には、公民館など数多くの公共施設が整備され、公共的機能等の拠点として重要な役割を担ってきた。合併以降は、坂東市役所猿島庁舎として、周辺の公共施設とともに引き続き猿島地域の公共的機能等の拠点となってきた。 平成28年11月の新庁舎開庁後は、行政機能の大部分が移転し、旧猿島庁舎の一部を改修してさしま窓口センターとしたが、建物の大部分が空きスペース・使用不可(非耐震、老朽化)となっていること、さしま窓口センターの来庁者の利便性(トイレ等)、敷地の有効活用などが課題となり、現在に至っている。	1,516	H28	7年	新庁舎建設時に、応急的に建物の一部を改修し、さしま窓口センターとしたが、建物の大部分は非耐震で、老朽化により雨漏り等が発生している。利便性や安全性が低い状況が続き、旧給食センターとともに、暫定的な利用(倉庫等)に留まっている。建物が低利用の状況下で、北側、東側を駐車場として借地していることから、旧猿島庁舎エリア周辺の土地利用のあり方を見直し、方向性を確定する必要がある。	●見直し 現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。 老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。	【対応方針案の考え方を修正する。】  本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案の考え方に下記のとおり修正を加えるよう求める。  現在の状況を解消するため、敷地全体について有効活用等を含めた方針を検討する。 老朽化し、非耐震である猿島庁舎の建物は解体する方向とする。 現在のさしま窓口センター機能は維持するとともに、利用者の利便性の向上に努めることとする。	令和6年2月に市議会において、今後の方針として、旧猿島庁舎及び旧給食センターの建物は解体すること、その他の建物については、今後策定する敷地の活用計画の中で解体等を検討すること、さしま窓口センターの機能を維持し、利便性を高めること、新たな施設整備については、さしま窓口センターに加え、必要に応じ他の機能を加え複合施設とすること等を説明した。 令和6年9月に市議会において、旧猿島庁舎及び旧給食センターの解体、さしま窓口センターの猿島福祉センターへの仮移転について説明した。併せて旧猿島庁舎等解体に要する経費、さしま窓口センターの仮移転に要する経費及び新たな施設の機能・規模の検討に際し、市民等を交えた組織を設置するための経費等の補正予算を確保した。 9月下旬から順次、さしま窓口センター仮移転に係る各種工事等を発注し、12月下旬から猿島福祉センター内での業務を開始する。なお、市民に対する仮移転に関する周知については広報紙、市ホームページ、張り紙等により実施する。 併せてさしま窓口センター仮移転後速やかに解体工事に着手できるよう、入札等の準備を進めるとともに、新たな施設についての検討を進める。
⑪ R5-2	(5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	法務局証明サービスセンター事業  【令和5年度】 【企画課】	市民の利便性向上を目的として、平成28年11月の新庁舎開庁時に1階に「法務局証明サービスセンター」を開設した。登記事項証明書(不動産及び商業・法人)、印鑑証明書(商業・法人)等を発行している。 なお、国の設置基準を満たさない市の要望による誘致・設置であるため、経費のすべてを市費で運営している。(場所の無償提供を含む。)全国2例のみである。 ・利用者数・・・ 8,380人 (令和4年4月～令和5年3月) ・発行通数・・・ 19,544通 (令和4年4月～令和5年3月)	7,490	H28	7年	本来、国で負担すべき業務について、年間749万円もの財政負担を行っており、全国的にも稀な事業である。利便性は高まっているが、利用者の半数は他市町村からの利用者であること、利用者の9割が法人であること、利用者が固定され市民生活における個人利用についてはほとんどないため、受益者が一部に偏っているとも言える。 現業務委託(事務員人件費)期間は令和2年10月から令和6年9月までとなっており、それ以降の継続(4年間)について、再検討する必要がある。(なお、機器のリース契約期間が令和8年1月までとなっており、違約金も踏まえた検討が必要となる。)	●見直し 現状の利用状況(受益者が限定される)等を考慮すると、当市のみが敢えて749万円の財政負担をする意義は薄いと考えられる。当該事業を廃止し、得られた財源(749万円)を、より優先すべき行政課題の財源に充てることが、実質的な行政サービスの向上に繋がると思われる。 廃止時期は、機器のリース契約の違約金が発生しない令和8年1月とすることが、財政運営面からも、廃止に向けた周知期間等の確保の観点からも、妥当であると考えられる。	【対応方針案及び考え方は妥当とする。】  本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする。	令和6年2月、市議会において、令和8年1月31日をもって法務局証明サービスセンターを廃止する方針を説明した。 令和6年7月、同年9月に契約期間が終了する受付業務委託について、年度末までを契約期間とする契約を締結した。令和7年度については、機器のリース契約等の契約満了日である令和8年1月31日を契約の終期とすることで調整している。 また、市民への周知等、廃止に伴う対応については、広報坂東7月号(令和6年7月18日発行)において、廃止に至った経緯、今後の対応について、記事を掲載した。 併せて、各種サービス(郵送請求、オンライン請求及び各種インターネットサービス)等の利用促進を図るため、坂東市が受理する申請書等に添付する法務局発行証明書等の省略及び代替方法について、検討を進めており、今後、全庁的な調整を実施していく。 これについても、広報坂東等において市民等に周知していく。

事業番号	該当項目	事業名 【再評価年度・担当課】	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	対応方針	再評価委員会 審議結果	経過及び現在の状況
⑫ R5-3	(4)計画当初の役割を果たし、なお継続の状態にある事業	岩井福祉センター事業  【令和5年度】 【介護福祉課】	福祉センターは、条例において「地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため」設置されている。(岩井福祉センター、猿島福祉センター) 岩井福祉センターについては、平成5年の設置当初は、市職員が施設を管理し、業務(デイサービスの一部)を社会福祉協議会に委託した。平成23年の東日本大震災に伴い、附属庁舎内にあった社会福祉協議会事務所を岩井福祉センターに移転した。また、センターの管理については、平成25年度から社会福祉協議会での指定管理に移行した。 なお、平成28年3月にデイサービス、令和2年3月にヘルパー派遣事業を廃止し、浴室は令和3年度をもって廃止しており、現在は社会福祉協議会の事務所としての機能が大きい。	24,883	H5	30年	現在、岩井福祉センターでは福祉サービスを実施しておらず、社会福祉協議会の事務所としての機能が大部分で、施設設置当初の目的及び条例に定めた施設の位置付けと乖離している。 建物については、老朽化に伴う改修工事等(事業費1億6千万円程度)が必要となっているが、福祉センターとしての施設運営の継続等を含め、今後のあり方の検討が必要である。	●見直し 現在の利用状況は、社会福祉協議会の事務所、高齢者を対象とした生涯学習、公民館活動的な機能が主となっており、設置当初の役割は終了したと思われる。 老朽化による施設の改修が必要となっているが、多額の財政負担が生じるため、現施設の機能の他施設等での代替について検討するなど、抜本的な見直しが必要である。	【対応方針案及び考え方は妥当とする。】  本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考えは妥当とする。	現在の利用状況に鑑み、条例に規定する福祉センターとしての役割は終了したと判断できることから、今後、条例廃止に向けた環境整備を進める。 具体的には、用途廃止に伴う代替機能の確保(事務所、レクリエーション機能等)や、今後の管理のあり方について、各所管課(関係者)での対応が必要となるため、連絡調整などを進める予定である。